

平成23年 3月10日

平成23年

第1回教育委員会臨時会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第1回教育委員会臨時会会議録

平成23年3月10日午後2時大田区教育委員会臨時会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	福本 英 也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅 三 男
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	榎田 隆 一
大田図書館長	原 聡

計 10 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会臨時会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成 23 年第 1 回教育委員会臨時会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

会議録署名委員に鈴木委員を指名する。

日程第 1 「議案審議」

○委員長

第15号議案について事務局から説明を求める。

○指導課長

第15号議案 大田区小中一貫教育の指針の策定について説明する。

1 大田区の小中一貫教育

この小中一貫教育については、「おおた未来プラン 10 年」に小中一貫教育の推進として位置付けられている。平成 20 年度から他の地区の小中一貫校の視察調査研究等として、小中一貫教育のあり方について検討を重ね、昨年度、「おおた教育振興プラン」を策定した。同プランの「一人ひとりに向き合う教育アクションプラン」において「小中一貫教育の推進」を掲げ、「情報連携の推進」「一貫教育プログラムの策定と実施」、「教科・行事における連携の推進」の3つの柱を掲げている。

また、「おおた教育振興プラン」の確実な実施により、義務教育9年間を通じた一貫性のある継続的・系統的な指導を図り、区立学校に通う全ての児童・生徒の確かな学力の定着と人間力の向上を目指す。

2 一貫教育のための学校グループ

小中一貫教育の学校グループについては、施設一体型ではなく、今まである学校グループを維持することにより、地域力を学校教育に活かし、小・中学校の節目やそれぞれの良さを生かした「施設分離型」の一貫教育とする。

3 「おおた教育振興プラン」との関連性

学力向上アクションプラン、人間力向上アクションプラン、一人ひとりに向き合う教育アクションプラン、教員の指導力向上アクションプランと関連づけて、小中一貫教育における施策が記載されている。

学力向上アクションプランについては小中一貫の視点に立った授業改善、人間力向上については自然体験プログラムの策定・規範意識向上プログラムに基づく道徳教育の充実・体力向上プログラムに基づく取り組み等があり、それぞれのプログラムを通じて一貫性のある指導をしていく。一人ひとりに向き合う教育アクションプランについては小中共同生活指導等、教員の指導力向上アクションプランについて

は小中教員の相互交流・授業公開等を推進していきたいと考える。

#### 4 大田区小中一貫教育の具体的内容

大田区小中一貫教育の具体的内容については、資料のとおりである。

小中連携教育ということで深めてきた小中の連携教育をさらに一歩進めてより一貫性のある指導内容をもって、子どもたちの学力定着と人間力の向上を図っていく。この指針については、校長会に示し、校長会と協力しながら具体的に進めていきたい。

#### ○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

#### ○藤崎委員

「期待される成果と地域の支援」について説明を求める。

#### ○指導課長

期待される主な成果については、

- ① 小学校と中学校の教員相互の児童・生徒理解が深まる。
- ② 生活指導の一貫性が高まり、学校生活の安定や授業規律の確立が図られる。
- ③ 中学校での学習不安や学習意欲の低下を減少させ、中学校へのスムーズな接続と「中1ギャップ」の解消につながる。

小学校から中学校への接続でのギャップを取り除くことにより、円滑に子どもたちが中学校へ移行できるようになり、義務教育の9年間を通じた一貫性のある教育により、子どもたちの健やかな成長、学力の向上を図ることができると考えている。

#### ○委員長

他に意見、質問はあるか。

#### ○野口委員

これは小中一貫校に代わる取組となるので、積極的に推進していただきたい。

学校グループ一覧表をみると、馬込中学校のグループでは梅田小学校、石川台中学校のグループでは洗足池小学校、六郷中学校のグループでは高畑小学校というように、それぞれの中学校グループには小学校が一枚ずつとなっている。それに比べて、例えば、南六郷中学校のグループでは小学校が4校、その他の中学校グループでは小学校が3校・5校というところもある。児童数との関係もあるとは思いますが、不公平ということにならないか。

また、「小中一貫教育推進計画」を5月中に提出することになっているが、小中学校でどのように提出してもらおうのか。どのように指導していくのか聞かせてもらいたい。

#### ○指導課長

学校グループについては、それぞれの学区域により、同じ小学校の児童のほとんどが同じ中学校へ進学する小学校や2、3校の中学校に分かれて進学する小学校など、状況

が違う。今年度の調査でいくと大体7、8割の児童がそのグループの中学校へ進学している。中学校にとっては、小学校が2、3校と複数校になると連携が煩雑となる部分もあるが、小学校グループの多くの児童が中学校グループに進学しているので、特に不都合はないと思っている。他の中学校グループから進学しても安心して学校生活を送ることができるよう、十分考えながら連携を進めていく。

また、「小中一貫教育推進計画」については、学校グループごとに提出していただくことを考えている。4月に、学校グループごとに今年度の一貫教育をどのようにすすめていくのか計画を立てる。23年度については、学校グループごとに重点目標を決め、それに基づく指標を話し合い、「小中一貫教育推進計画」を提出していただきたいと考えている。

#### ○野口委員

中学校グループに小学校1校という場合は、取り組みやすいと思う。中学校グループに小学校3校、4校となると、連携するというのはなかなかまとまらないのではないかと。中学校グループに小学校1校というようなグループは、強化して指導してはどうか。

#### ○教育長

野口委員の意見にあったとおり、中学校側の負担からすると、小学校1校を相手にするのと4校を相手にするのでは、教員側の心理的プレッシャーもかかり、実務的には相当数の時間が割かれるのではないかと思う。まずは、一対一で対面的に対応できる学校でノウハウを培って、それを徐々に及ぼしていくということで考えないとおそらく複数を対象にした中学校における中学校側の教員の納得をなかなか得られないと感じるので、十分研究させていただきたいと思う。

#### ○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

第15号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第15号議案について、原案どおり決定する。

第16号議案について、事務局から説明を求める。

#### ○学務課長

第16号議案 大田区立出雲小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について説明する。

1 異議申立人 記載のとおり

2 決定案 次のとおりとする。

主文 本件異議申立てを棄却する。

理由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成 23 年 2 月 3 日付けで異議申立人に対してした、大田区立都南小学校から大田区立出雲小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 文部科学省及び東京都からの正式な通知がないにもかかわらず、指定校変更申請の不許可の決定通知に対して疑問に思う。
- (2) 申立人の子どもの兄も出雲小学校に就学しているため、兄弟ともに一緒の学校へ就学することを望んでいる。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 教育委員会は、「小学校就学通知書」を申立人に送付し、子の就学校を都南小学校に指定した。
- (2) 教育委員会は、出雲小学校の新 1 年生の受け入れについて、同学校の施設においては、学級増に対応できる教室がないことから、平成 23 年度については、「3 学級（110 人）を越えた場合は抽選とする」とし、区報及び区ホームページにて周知した。
- (3) 平成 22 年 12 月 17 日に、文部科学省が 35 人学級の実施に係る基本方針を発表したことを受け、教育委員会は、（中略）指定校変更申請に関し、施設規模の面から学級増が困難な学校については、受入れ可能人数を 1 学級あたりの定員を 35 人として算定した内容に変更するが、（中略）35 人学級が実施されないことが正式に決定した場合は、変更前の基準による受入れ可能人数により入学者を決定することを、平成 23 年 1 月 6 日に決定した。
- (4) 省略
- (5) 申立人から、平成 23 年 1 月 8 日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。
- (6) 教育委員会は、平成 23 年 1 月 31 日現在、出雲小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である 95 人を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成 23 年 2 月 1 日に決定した。
- (7) 教育委員会は、平成 23 年 2 月 3 日付け、「指定校変更申請の審査結果について」を申立人に送付した。なお、同通知と併せて 35 人学級が実施されないことが決定した場合、出雲小学校で受入れが可能となることがあるため、その際は同学校の入学を希望するかどうかの意向

調査票を同封した。

- (8) 申立人から、本件処分に不服があるとして、平成 23 年 2 月 7 日付け、異議申立書が提出され、教育委員会は同日これを受理した。

## 2 判断

- (1) (前略) 大田区立学校設置規則第 2 条で定めた通学区域により、子の住所地から都南小学校を指定したものである。
- (2) 出雲小学校は、平成 22 年度の学級数が、各学年 3 学級・6 学年計 18 学級で編成されており、新 1 年生を 4 学級に増加した際に利用できる教室がないことから、指定校変更申請による受入れを含め、3 学級に制限している。
- (3) 文部科学省が発表した 35 人学級の実施が正式決定された場合、出雲小学校については、(中略) 同実施を想定した出雲小学校の受入れ可能人数を 95 人(定数 35 人×3 学級－保留 10 人)までとしている。
- (4) 申立人の申立理由は、35 人学級の実施について、文部科学省及び東京都からの正式な通知がないにもかかわらず、それを前提とした施設規模による受入れ可能人数を基に、指定校変更申請を不許可とするのは疑問であるとする。これについては、(中略) 一旦、40 人学級を前提とした受入れ可能人数で申請者に許可を出した後、同実施が正式決定となったためにその許可を取消すことになれば、申請者及び児童本人に大きな影響を与えることになる。そのため、教育委員会では、平成 23 年度入学にあたっての指定校変更制限校について、35 人標準での受入れ可能人数に変更し、35 人学級が実施されず現行法どおりの 40 人標準で学級編成が行われる場合は、当初の受入れ可能人数で許可できる場合があることを平成 23 年 1 月 6 日に決定し、平成 23 年 1 月 8 日からの指定校変更申請受付時に申請者に対し周知した。(後略)
- (5) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編成に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的自由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。
- (中略) しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編成に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。(中略) したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。
- (6) 以上のとおりであるので、教育委員会が平成 23 年 2 月 3 日付けで行った指定校変更不許可処分に、違法・不当性はない。

3 よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

3 関係書類 ①指定校変更申請書 ②指定校変更申請の審査結果について ③異議申立書

4 提案理由 異議申立人が、平成 23 年 2 月 7 日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に対する異議申立てについて、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定に基づき決定を行う必要があるため。

○委員長

ただいまの説明に対して意見、質問はあるか。

○藤崎委員

内容については納得できる。国が 35 人学級実施について結論を出していないが、区としてはどの時期に判断するのか。

○学務課長

学級編成については東京都の許可を受け決定している。現在は、40 人学級を前提として書類等の提出を求められているが、35 人学級になった場合の数字も記載するようになっていいる。東京都の担当課長は、一定の時期に判断せざるを得ないだろうと話している。一定の時期とは、3 月中旬くらいではないかと理解している。

○藤崎委員

東京都からのアクションを受けて、例えば大田区で 40 人学級となった場合は、35 人学級を前提として指定校変更申請が不許可となった方に対して、どのようなアクションをとるのか。

○学務課長

法案が通らないということになれば、東京都も 40 人学級ということになる。

区では、抽選した段階で、指定校変更申請が不許可になった方々に対して、こうした事情を説明し希望調査を行った。最終的な判断が 40 人学級となれば、改めて指定校変更の許可通知を出すことになる。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第 16 号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)



○委員長

第16号議案について、原案どおり決定する。

第17号議案について事務局から説明を求める。

○学務課長

第17号議案 大田区立馬込第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について説明する。

1 異議申立人 記載のとおり

2 決定案 次のとおりとする。

主文 本件異議申立てを棄却する。

理由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成23年2月3日付けで異議申立人に対してした、大田区立入新井第二小学校から大田区立馬込第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 現在、申立人の家庭は夫婦共働きであり、夫は単身赴任中のため、申立人が出勤した後、子どもが家の電気や鍵の管理等をできるとは思えない。また、申立人と子どもと一緒に家を出るとなると、どちらの学校に通うにしても、開門時間より1時間も前から門の前で待つことが考えられる。

(2) 申立人の居住地(中略)は、申立人の家庭を含めて4件あり、うち3件が馬込第二小学校に就学している。(中略)同小学校に就学すれば、周囲の児童と一緒に通学できる。

(3) 万が一の学校での有事の際、(中略)馬込第二小学校付近には知人が多く、有事の際は駆けつけてくれるとの申出を受けている。

(4) 学童保育の利用に関して、馬込第二小学校への指定校変更が受理されると信じ、南馬込三丁目児童館で申請している。

(5) 馬込第二小学校及び学童保育の利用について許可されない場合、子どもが家の戸締りをする、真夏や真冬に1時間も門の前で待つこと、学童保育に通えないことから、家で子ども一人が親の帰りを待つことも困難である。

この方は、異議申立て後、学童保育について、指定校近くの沢田児童館に変更申請をし、認められている。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 教育委員会は、平成22年12月17日付け、「小学校就学通知書」を申立人に送付し、就学校を入新井第二小学校に指定した。

- (2) ～ (4) 16号議案と同様の内容のため省略する。
- (5) 申立人から、平成23年1月9日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は、同日これを受理した。
- (6) 教育委員会は、平成23年1月31日現在、馬込第二小学校の通学区域内児童数が受入れ可能人数である60人を超えていることから、同学校に対する指定校変更申請者については全員不許可とすることを、平成23年2月1日に決定した。
- (7) 16号議案と同様内容のため省略する。
- (8) 申立人から、本件処分に不服があるとして、平成23年2月7日付け、異議申立書が提出され、教育委員会は平成23年2月9日にこれを受理した。
- (9) 教育委員会は、平成23年2月21日付け、「口頭意見陳述期日等の指定について」を申立人へ送付した。
- (10) 申立人から、平成23年2月25日に口頭意見陳述実施についての取下げ依頼があった。

## 2 判断

- (1) (前略) 大田区立学校設置規則第2条で定めた通学区域により、子の住所地から入新井第二小学校を指定したものである。
- (2) 馬込第二小学校は、平成22年度の学級数が、各学年2学級・6学年の計12学級で編成されており、新1年生を3学級に増加した際に利用できる教室がないことから、指定校変更申請による受入れを含め、2学級に制限している。
- (3) 文部科学省が発表した35人学級の実施が正式決定された場合、馬込第二小学校については、40人学級を前提とした当初の受入れ可能人数である70人で受入れを行うと、(中略) 保留人数に余裕がないことから、今後の児童の受入れは困難となる。(後略)
- (4) 35人学級の実施が正式決定していないからといって、一旦、40人学級を前提とした受入れ可能人数で申請者に許可を出した後、同実施が正式決定となったためにその許可を取消すことになれば、申請者及び児童本人に大きな影響を与えることになる。そのため、(中略) 35人標準での受入れ可能人数に変更し、35人学級が実施されず現行法どおりの40人標準で学級編成が行われる場合は、当初の受入れ可能人数で許可できる場合があることを(中略) 指定校変更申請受付時に申請者に対し周知した。
- (5) 教育委員会は、指定校変更申請を審査するにあたり、「指定校変更申請審査基準」を定めている。同基準では、「許可は学校施設の収容能力及び学級編成に問題がないことを前提とし、問題がある場合は不許可とすることができる。」としたうえで、問題がない場合は、「地理的・身体的事由」などの事由に該当する場合は、許可することができるとしている。

申立人は、指定校変更申請理由を友人関係としており、これは同基準において許可することができる事由として定められている理由である。また、申立理由として述べている下校後の保護先である、学童保育利用についても、許可することができる事由である。しかしながら、同基準は、上述のとおり、学校施設の収容能力及び学級編成に問題がないことを前提としているものであり、申立人の申請理由が相当であるからといって、指定校変更が当然に認められるものではない。(中略)したがって、行政処分の公平性・公正性を図る観点から、申立人に対する不許可処分を取消し、指定校変更申請を認めることは適当ではない。

(6) 以上のとおりであるので、(中略) 指定校変更不許可処分に、違法・不当性はない。

3 よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

3 関係書類 ①指定校変更申請書 ②指定校変更申請の審査結果について ③異議申立書 ④口頭意見陳述期日等の指定について ⑤口頭意見陳述実施要求の取下げについて

4 提案理由 異議申立人が、平成 23 年 2 月 7 日付けで提起した指定校変更申請不許可決定に対する異議申立てについて、行政不服審査法第 47 条第 2 項の規定に基づき決定を行う必要があるため。

○委員長

第 17 号議案について意見、質問はあるか。

○野口委員

申立人から 2 月 25 日に口頭意見陳述実施について取下げ依頼があったことについて、どういう理由があったのか。また、予想されることはあったか。

○教育総務課長

申立人から特に理由は述べられていない。

○委員長

他に意見、質問はあるか。

○藤崎委員

35 人学級が実施されなかった場合には、16 号議案と同様の対応を取られると想像がつくが、今回のケースの場合は、学童保育の問題がある。当初は南馬込三丁目児童館で、現在は指定校近くの沢田児童館に変更したと聞いた。仮に、また馬込第二小学校に通学できることになったときには、学童保育先の児童館も元に戻すことができるのか。それとも別問題ということになるのか。

○学務課長

指定校変更申請のときには、希望校近くの学童保育に申し込んだ際の申請書のコピーを学務課に提出してもらい、こども育成部と連携しながら対応している。

35 人学級が実施されるかどうかが決まった段階で、本人がどういう判断をするかは不明だが、仮に学童保育先の児童館を元にもどきたい場合は、改めて申請をすることになるので、空き状況により希望に沿うことが難しくなるのではないかと思う。

○委員長

第 17 号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第17号議案について、原案どおり決定する。

第18号議案について事務局から説明を求める。

○学務課長

18 号議案 大田区立馬込第二小学校指定校変更不許可決定に係る異議申立ての決定について説明する。

1 異議申立人 記載のとおり

2 決定案 次のとおりとする。

主文 本件異議申立てを却下する。

理由

第 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、大田区教育委員会が平成 23 年 2 月 3 日付けで異議申立人に対してした、大田区立馬込小学校から大田区立馬込第二小学校への指定校変更申請に対する不許可決定の取り消しを求めるというものである。

第 2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 教育委員会は、平成 22 年 12 月 17 日付け、「小学校就学通知書」を申立人へ送付した。

(2) 申立人から、平成 23 年 1 月 8 日付け、本件異議申立てに係る指定校変更申請書の提出があり、教育委員会は同日これを受理した。

(3) 教育委員会は、当該指定校変更申請について、申立人の希望には応じられないとして、平成 23 年 2 月 3 日付け、「指定校変更の審査結果について」を申立人へ送付した。

(4) 申立人から、本件処分に不服があるとして、平成 23 年 2 月 9 日付け、異議申立書が提出され、教育委員会は平成 23 年 2 月 10 日にこれを受理した。

- (5) 本件異議申立てに係る申立人の子が、平成 23 年 2 月 22 日付で、指定校変更申請時の住所地（中略）から（中略）に転居した。
- (6) この転居に伴い、子の就学指定校は馬込第二小学校となることから、転居届を受理した戸籍住民課を通じ、馬込第二小学校への就学通知書を交付した。

## 2 判断

行政不服申立ての対象は「処分」であり、処分についての不服申立権者は、法的に保護されている権利又は利益を行政庁の処分によって侵害された者であって、処分が取消されることにより救済されるべき自己の権利又は利益を有しているものでもなくてはならない。また、この「不服申立ての利益」は、不服申立て提起のための要件であるとともに、決定時点においても備えていなければならない要件である。したがって、子の転居によって、申立人の希望する就学校への就学が決定したことから、上述の利益は喪失したものであり、教育委員会が平成 23 年 2 月 3 日付で行った、指定校変更申請に対する不許可決定について判断するまでもない。よって、本件異議申立ては不適法であるので、行政不服審査法第 47 条第 1 項の規程を適用して、主文のとおり決定する。

### ○委員長

ただいまの説明に対して意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

### ○委員長

第18号議案について、原案どおり決定してよいか。

（「異議なし」との声あり）

### ○委員長

第 18 号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第 1 回教育委員会臨時会を閉会する。

（午後 2 時 37 分閉会）